

茨城県立北茨城特別支援学校(中学部・高等部)部活動に係る活動方針

1 部活動の基本的な考え方

<基本方針>

- 部活動をとおして自主的・自発的に活動する力を身に付け、豊かな人間性を育む。
- 互いを認め合い、高め合う関係を深め、人間関係やコミュニケーション力の育成を目指す。
- 生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむための資質や能力を育てる。

生徒

- ・ 基礎体力やあいさつを基盤としたコミュニケーション力の向上と豊かな心の涵養

教師

全教職員の共通理解の下

- ・ 生徒の多様なニーズを踏まえた安全・安心な活動環境の整備
- ・ 複数顧問の交代制による指導の分散化

2 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

(1) 適切な休養日等の設定

① 活動時間の上限の遵守と休養日の設定

- ・ 1日あたりの上限・1週間あたりの上限は次のとおり（練習試合や大会等の当日を除く）

ア 中学部 (15:10~15:50)

月	火	水	木	金	土	日	活動時間	備考
休養日	休養日	休養日	休養日	練習日	休養日	休養日	40分	*活動時間の上限(1日あたり) 平日:1.5時間 週計:6時間 休日:原則実施しない 準備や片付け、移動の時間を除く

イ 高等部 (15:10~15:50)

月	火	水	木	金	土	日	活動時間	備考
練習日	休養日	練習日	休養日	休養日	休養日	休養日	80分	*活動時間の上限(1日あたり) 平日:1.5時間 週計:6時間 休日:原則実施しない 準備や片付け、移動の時間を除く

② 長期休業日等、活動時間の上限の遵守と休養日の設定

- ・ 夏季休業日、休日は上限3時間とする。

※ 大会等参加により、週の活動時間の上限を超えて実施した場合は、平日の練習日を休養日に振替える。

※ 春季、冬季は全休（閉学日は実施しない）

(2) 部活動の朝の活動

- 原則、実施しない。

(3) 学校単位で参加する大会等の見直し

- 参加する大会や練習試合等は、顧問で精査後管理職に相談し、負担軽減を図る。
- 大会等の参加数の上限は、原則年6回までとする。（文化部における作品展等についても同様）

※ 表彰等に参加する場合を除く

3 適切な運営のための体制整備

(1) 望ましい運営体制の構築

① 生徒による主体的な企画・運営の導入

- 生徒による主体的なものとなるよう、可能な限り、生徒が自ら練習計画を考えたり、部顧問に相談し一緒に考えたりしながら、その過程で必要に応じて、技術指導等を求めるなどの運営体制を構築する。

② 費用負担等の見直し

- 運営費に係る費用の徴収はしない。
- 教材費は必要に応じて、実費徴収する。 *文化部・美術部
- 作品展や大会等、会場までの交通費は、自己負担とする。

※ P T A・後援会費から、借上バス代・ユニホーム作成等の部活動に係る費用を充当する場合は、全保護者に理解を得るなど、部活動未加入生徒とその保護者に十分に配慮する。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

① 部顧問対象研修の設定

- 教職員による心肺蘇生法やA E D使用方法の研修の実施

② 熱中症の防止

- 生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底する。
 - 「熱中症予防運動指針」(日本スポーツ協会)等を参考に、実施について適切に判断する。
 - 気象庁「高温注意情報」及び環境省「熱中症予防情報サイトの暑さ指数」等の情報に十分配慮する。
- ※ 校内での計測を行い、値により、活動内容を検討する。
- 活動実施時は「熱中症予防運動指針」に応じ、こまめな休憩をとり、水分・塩分の補給を行う等、生徒の健康管理を徹底する。

③ 事故、体罰、ハラスメントの防止

- 活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等を徹底する。
- 生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活）に配慮する。
- 体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

① 活動方針、活動計画を作成し、学校ホームページ上へ掲載し公表する。

② 活動の様子や大会結果などブログに掲載する。

4 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

① 運動が苦手な生徒や重度の障害のある生徒も参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないように活動内容や時間の工夫や配慮をする。

(2) 地域移行の推進

① 部活動以外の活動に生徒が参加するに当たっては、生徒が互いの志向が多様であることを認め合えるよう、生徒・保護者に対して理解を促す。

5 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

(1) 複数顧問制の推進等

① 特定の教員が継続的に部活動に係る状況を作らないように留意し、指導にあたる時間の平準化を図る。

- 練習日は運動部は3人以上、文化部・美術部は生徒の実態に応じて複数名の顧問を配置し、安全に取り組める体制で指導にあたる。
- 顧問はローテーションしながら、適切に休養日を設ける。